様式第８号(第９条関係)

第　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　　　　　　　　様

|  |
| --- |
| えびの市長 |

子ども手当　支払差止通知書

次のとおり子ども手当の支払を差し止めましたので通知します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 支  払  差  止  の  内  容 | 支払差止事由 |  |
| 支払差止額 | 円 |
| 支払差止期間 | 平成　　　年　　　月分から  平成　　　年　　　月分まで |

（教示）１　この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

２　この処分の取り消しの訴えは上記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、えびの市を被告として（訴訟においてえびの市を代表する者はえびの市長となります。）提起しなければなりません。ただし、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取り消しの訴えを提起することはできません。